

## Ⅲ 化学物質測定結果

### 1 概要

有害化学物質には、燃焼等により非意図的に発生するダイオキシン類、化学原料として使われたり排ガス中に含まれるベンゼン、電子部品の脱脂洗浄や代替フロンの原料として用いられるトリクロロエチレンなど様々な物質があります。

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定により環境中のダイオキシン類の濃度を把握するため環境調査を実施しました。

一般環境中の、大気 4 地点、土壌 2 地点、河川・湖沼の水質 3 地点、地下水 2 地点及び底質 3 地点の計 14 地点で環境調査を実施しました。その結果、全ての地点で環境基準を達成しました。

有害大気汚染物質については、大気汚染防止法第 22 条の規定により大気の汚染状況を常時監視することとされており、県及び長野市がベンゼン、トリクロロエチレンなど 13 物質についてモニタリングを実施しました。

測定は、一般環境（通常人が居住する地域）については県下 6 地点、発生源周辺（事業所の立地が多い地域）について 1 地点、沿道（自動車からの排ガスの影響が大きいと考えられる地点）について 2 地点で行いました。

その結果、環境基準が定められている 4 物質についてはすべての地点で環境基準を達成し、健康リスクの低減を図るための数値（指針値）が設定されている 9 物質についてはいずれも指針値を達成しました。